

●香川県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年9月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 三豊市詫間町箱字北郷858番6、858番7
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため